

## 役員のための財務税務会社法ニュース

## マネジメントリポート

## 今回のテーマ：ホールディング会社の機能

ホールディング会社の主な類型・機能はつぎのとおりです。

持株会社の類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業持株会社：自社は事業を運営しつつ他社を傘下におくホールディング会社</li> <li>純粹持株会社：自社は事業を行わず、他社を傘下におくホールディング会社</li> </ul>
経営と事業の分離	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業子会社(事業サイド)が事業戦略を策定し、ホールディング会社(経営サイド)がその評価・監視・承認(議決権行使)を行い、その下で事業子会社が事業執行を行う</li> </ul>
子会社の統制	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホールディング会社が事業子会社の全ての議決権行使し事業執行の可否を決定する 実務上はホールディング会社の取締役会が議決権行使することとなる</li> </ul>
子会社の経営管理上の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>シェアド・サービスの提供： ホールディング会社が子会社の人事・経理・総務などの間接部門を集約することで業務効率化、コスト削減化を図り、事業子会社は事業に特化できる</li> <li>子会社の「経営組織」の簡素化： ホールディング会社に経営・監視させることにより、子会社の取締役(会)や監査役(会)などの機関設計をスリムにし、人員配置を効率化する ⇒子会社設立やグループ外企業の買収後の経営管理が容易になる</li> </ul>
会社毎の人事制度設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業子会社毎に、賃金、福利厚生、勤務形態等の人事制度を構築することができる (例)業種等にしばられない人事戦略・施策</li> </ul>
税務上、効率的な資産配置等 (100%子会社の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ法人税制により完全支配関係法人間の資産移転に課税が影響しない (例)完全子法人等の受取配当等の益金不算入、譲渡損益調整資産の譲渡損益繰延、寄付金・受贈益の損益不算入 etc</li> <li>連結納税制度を活用することにより子会社との所得の損益通算が可能</li> </ul>
会社再編の容易性	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業買収：買収先会社の株式をホールディング会社が取得(株式譲渡、株式交換等)することで、グループ会社化することができ、合併等に比べ人事制度などの制度統合は不要</li> <li>事業の売却：当該事業が会社形式であれば、財務諸表の存在により事業の企業価値を明示しやすい、また株式の譲渡等でその目的を達成でき、事業譲渡に比べ法律、実務対応が簡易</li> <li>グループ内再編：税制上適格要件が容易であり、再編時の課税の影響を受けにくい</li> </ul>

お見逃しなく！

ホールディング会社は相続財産の評価上、株式保有特定会社に該当することが多いですが、財産評価基本通達が改正され、取引相場のない株式等の評価につき、大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準が「25%以上」から「50%以上」となりました。したがって会社区分に関係なく当該判定基準が「50%以上」に統一されることとなります。